

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 令和5年 第2回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和5年2月28日（火） 午前10時30分 から
午前11時50分 まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 森下洋一、松下陽子、八木洋子、山本正和
教育長 山下 齊
 - (2) 執行機関 （事務局）教育総務課長 平松敏浩
社会教育課長 大村泰子
教育総務課管理主事兼教育総務室長 松本治樹
社会教育課社会教育室長 川畑昭尚
教育総務課指導主事 守谷知佐子
 - (3) その他 なし
- 5 議 題
 - 議案第2号 令和4年度末教職員人事異動内申について
 - 議案第3号 川根本町南麓寮条例の制定について
 - 議案第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則制定について
 - 議案第5号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第6号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
 - 議案第7号 川根本町立学校特別教室使用規則の一部を改正する規則について
 - 議案第8号 川根本町児童生徒の就学等に関する規則の一部を改正する規則について
 - 議案第9号 川根本町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について
 - 議案第10号 川根本町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
 - 議案第11号 川根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第12号 川根本町学校体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第13号 川根本町社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第14号 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第15号 川根本町生涯スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第16号 川根本町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第17号 川根本町資料館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第18号 川根本町文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 19 号 川根本町本川根 B&G 海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則
について

議案第 20 号 令和 4 年度教育費補正予算（案）について

議案第 21 号 令和 5 年度教育費歳入歳出予算（案）について

議案第 22 号 令和 4 年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について

6 会議資料の名称 議案第 2 号～議案第 21 号

7 発言の内容

教育長 ただ今の出席者は 5 名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定による教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、令和 5 年第 2 回川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。議案第 2 号 令和 4 年度末教職員人事異動内申については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第 1 号に関する件については出席者の 3 分の 2 以上の同意を得ましたので、非公開といたします。

なお、同議案は会議録につきましても非公開とすることでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議事に入ります。

最初に、議案第 2 号 令和 4 年度末教職員人事異動内申についてを議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 2 号 令和 4 年度末教職員人事異動内申について、提案理由をご説明いたします。

県費負担教職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条の規定により、市町村教育委員会の内申をもって都道府県教育委員会が任免を行うことになっております。

それでは、令和 4 年度末教職員人事異動内申について、お手元に配付した各学校の人事異動内申案に基づき説明いたします。

（内容については非公開）

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第2号 令和4年度末教職員人事異動内申については、原案のとおり承認いたします。

教育長 次に、議案第3号 南麓寮条例制定について、を議題といたします。
朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 川根本町南麓寮条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

なんろくりょう

南 麓 寮 については、これまで普通財産として川根高校後援会に貸し出していましたが、令和5年4月から直営とし管理することから、今回、設置に関する条例を制定するものです。

りょうせい

おうる

その他に、県立川根高校の 寮 生 を受け入れている「奥流」「よす

えん

おうる

が苑」については、「奥流」は既に条例を制定し直営で運営しており

えん

ます。「よすが苑」は私有物件であるため規則で管理している状況です。

条例の内容ですが、

第1条において設置に関すること

第2条において(名称及び位置)

第3条において(施設の管理運営)を教育委員会が行うこと

第4条において職員に関すること

第5条において使用可能な施設を定めています

第6条においては施設の利用者を川根高校に入学した男子生徒と定めています。

第7条においては他の寮と同様12月29日から1月3日を休館日と定めます。

第8条においては使用の許可について

第9条においては使用料を定めています。

第10条は使用料の減免について

第 11 条は使用料の還付し関する定め

第 12 条使用の取り消しについて

第 13 条では施設を破損した等の損害賠償について定めています。

第 14 条規則への委任

附則として令和 5 年 4 月より施行することを定めています。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか」

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第 3 号 南麓寮条例制定については、原案のとおり承認します。」

教育長 次に、議案第 4 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則制定について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則制定について提案理由の説明をさせていただきます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金については、例年学校に関する共済掛金を取り扱ってきましたが、今回独立法人より県内一斉に規則制定の依頼があり、規則未設置の他市町同様、令和 5 年 4 月から規則を制定して対応することとしたく規則の制定をお願いします。

規則の内容ですが、第 1 条において主旨に関すること

第 2 条において（保護者負担額）

第 3 条において（保護者負担額の免除）について定めています。

附則として令和 5 年 4 月 1 日より施行することを定めています。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則制定については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第5号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第5号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回、改正する条例は、現在の3小学校（川根本町立中川根第一小学校、川根本町立中央小学校、川根本町立中川根南部小学校）を1つ

さいへん

の小学校に再編するにあたり、（仮称）中川根小学校として、令和4年9月議会において、条例の一部改正を議決していただいたものです。

それを受けまして、今回の改正では、町民の皆様などから新しい学校名を募集し、学校運営協議会、教育委員会で協議、審査を行った結果、

みつぼし

1月12日開催の総合教育会議で審議し、認められた『川根本町立三ツ星小学校』を新しい学校名といたくご審議をお願いするものです。

なお、住所は現在の中央小学校の住所となります。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第5号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第 6 号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から、中川根第一小学校が廃校となることから、現在、社会体育施設である「中川根第一小学校グラウンド夜間照明施設」の名称を「川根本町営徳山グラウンド」に改めるとともに、学校施設として使用可能となっている昼間についても社会体育施設として使用可能とするため、使用時間の変更及び使用料を追加させていただきます。

また、下泉にあります川根本町営グラウンドについても名称を「川根本町営下泉グラウンド」に改め、明確化するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。」

教育長 質疑はありませんか。」

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか」

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第 6 号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認します。」

教育長 次に、議案第 7 号 川根本町立学校特別教室使用規則の一部を改正する規則についてから議案第 19 号 川根本町本川根 B&G 海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則についてまでは関連性があるので一括議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 今回、川根本町では、押印の見直しによる行政手続きにおける町民の負担を軽減し、利便性をはかることを目的に関係する規則・要綱などの見直しを行いました。

今回協議会では要綱・要領・規定の見直しを、教育委員会では規則の見直しを別紙のとおり行いたく提案するものです。

この改正の施行日は、令和5年4月1日から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。」

教育長 質疑はありませんか。」

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか」

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第7号 川根本町立学校特別教室使用規則の一部を改正する規則についてから議案第19号 川根本町本川根B&G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第20号 令和4年度教育費補正予算(案)について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年度教育費関係の補正予算について説明いたします。

議案40ページ、令和4年第1回 予算関係資料の1ページから御覧ください。

教育に係る予算につきましては、提案者が町長で審議議決は議会になりますが、教育委員会所管となる補正予算に対し、教育委員会の意見を求めるものです。

教育総務課、社会教育課から科目ごとに補正予算内容を説明いたしますが、今回の補正予算において、最終的な教育費全体の予算額は7億7,904万3千円となります。その内訳は、教育総務費が3億5,618万7千円、社会教育費が1億4,727万6千円、保健体育費が1億3,440万1千円となりました。

まず、教育総務課の歳出補正内容を説明いたします。予算関係資料の8ページをご覧ください。

第1項 教育総務費は、920万8千円の減額です。

第3目 教育諸費は、71万2千円の減額で、委託料として、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う事業減による先進地視察研修業務委託料71万2千円の減額です。

第4目 通学バス等運営費は、849万6千円の減額で、委託料として、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う校外活動減少による通学バス運行管理業務委託料の減額と、当初購入を予定していたマイク

ロバスの購入が購入先の生産の関係で令和4年度中の購入が不可能となり減額をするものです。

次に、社会教育課の補正内容について、大村社会教育課長より説明いたします。

社会教育課の歳出補正内容を説明いたします。予算関係資料の9ページをご覧ください。今回の補正は実績見込みに伴う減額補正です。

第4項 社会教育費は、714万1千円の減額です。

第1目 社会教育総務費は、440万3千円の減額で、委託料として、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う事業中止による小学生
県外体験学習委託料（440万3千円）の減額です。

第2目 生涯学習推進費は、120万円の減額で、負担金補助及び交付金として、地区の活動に補助する生涯学習推進事業費補助金の実績見込みに伴う減額ですが、こちらも新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うもので、地域で取り組む生涯学習の実施の減少によるものです。

第3目 資料館運営費は、163万8千円の減額です。資料館やまびこ30周年記念イベントを実施した差金により減額をするものです。

第4目 文化会館運営費は、10万増額です。職員手当に不足を生じて増額をするものです。

次に第5項第3目 海洋センター運営費は、9万3千円の増額です。

文化会館同様に職員手当に不足を生じて増額をするものです。

教育長 説明が終わりました。」

教育長 質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案に意見は、ありませんか」

（「意見なし」の声あり）

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第20号 令和4年度教育費補正予算（案）については、原案のとおり承認します。」

教育長 次に、議案第21号 令和5年度教育費歳入歳出予算（案）について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 令和5年度教育費関係の当初予算について説明いたします。

予算は、提案者が町長で審議議決は議会になりますが、教育委員会所管となる予算に対し、教育委員会の意見を求めるものです。

それでは、最初に教育費全体の予算額を申し上げます。令和5年第1回 予算関係資料の24ページからご覧ください。

第10款の教育費全体では、10億7,523万4千円となり、前年度と比べてみますと3億216万7千円の大幅な増額となります。

歳出から説明しますので60ページからご覧ください。

第1項 教育総務費は、6億6,425万2千円です。

1目 教育委員会費は121万8千円、前年比1万6千円の減額で、ほぼ前年並みです。

2目 事務局費は6,791万5千円、前年比432万5千円の減額で、職員人件費の増額によるものです。

予算関係資料の62ページからご覧ください。

3目 教育諸費は3億8,068万2千円、前年比2億8,670万1千円の大幅な増額です。これは、義務教育学校への再編に伴う準備経費の計上によるものです。委託料として、使用校舎の改修工事に係る工事監理業務委託料(963万6千円)の追加。工事請負費として、義務教育学校への再編に伴う使用校舎の改修に係る工事請負費(2億7,302万円)の追加。備品購入費として、義務教育学校への再編に伴う庁用備品購入に係る経費(1,615万千円)の追加。

予算関係資料の65ページからご覧ください。

4目 通学バス等運営費は5,177万5千円、前年比563万6千円の増額で、通学バス路線追加及び義務教育学校への再編に係る通学バスコースが1路線分増えることによる追加によるものです。

予算関係資料の66ページからご覧ください。

5目 地域若者教育推進費は1億6,266万8千円で、前年比1,027万2千円の増額です。これは、報酬として、川根高校魅力化コーディネーター採用・配置・育成事業参加報償費1名分の追加。

光熱水費(423万円)の増額。委託料として、施設運営管理業務委託料(70万5千円)の増額。賄材料費の値上げ164万9千円の増額などによるものです。

予算関係資料の69ページからご覧ください。

第2項 小学校費は、6,516万千円で、前年比では2,643万4千円の減額です。

1目 学校管理費は5,873万3千円、前年比2,416万1千円の減額で、3小学校が1小学校に再編されることに伴う、施設全体経費の削減が理由となります。

人件費	任用職員報酬等	△1,000万円
需用費	消耗品費	△200万円
	光熱水費	△180万円
	修繕	△150万円(物件・施設)
役務費	汲み取り手数料	△800千円
	各手数料	△1500千円)
委託料	全体	△338万円

予算関係資料の72ページからご覧ください。

2目 教育振興費は642万7千円、前年比227万3千円の減額で、3小学校が1小学校に再編されることに伴う、施設全体経費の削減が理由となります。

予算関係資料の74ページからご覧ください。

第3項 中学校費は、4,792万3千円で、前年比は195万8千円の増額です。

1目 学校管理費は3,881万5千円、前年比178万7千円の増

額で、需用費として、光熱水費の値上がり分 130 万円が増額理由で他は例年並み又は微減となります。

予算関係資料の 78 ページからご覧ください。

2 目 教育振興費は 910 万 8 千円、前年比 17 万 1 千円の減額で、ほぼ前年並みの予算を計上しています。

予算関係資料の 95 ページからご覧ください。

10 款 5 項 4 目 学校給食施設費は 8,185 万 6 千円、前年比 20 万 8 千円の増額でほぼ前年並みの予算を計上しています。

次に社会教育費について大村課長より説明いたします。

令和 5 年度 教育費歳入歳出予算（案）について予算抜粋資料 80 ページをご覧ください。

4 項 社会教育費は、1 億 5,767 万 5 千円です。

1 目 社会教育総務費は、8,005 万 4 千円で前年比 1,327 万 4 千円の増額の予算を計上しています。

内容としましては、社会教育委員会の他、各種委員会に要する経費、放課後子供教室に要する経費、図書ネットワーク事業やブックステップ事業など図書関連事業に要する経費、文化財事業等に要する経費、また令和 4 年度から立ち上げた地域学校協働本部伴う人件費などを計上しております。

増額の要因は、「徳山の盆踊」を含む「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを機に「徳山の盆踊」及びその他の文化財を町内外に広報するための事業費の 737 万 3 千円の増が主な要因です。

83 ページ、2 目 生涯学習推進費は、851 万円で、△16 万 3 千円の減額で、ほぼ前年並みの予算を計上しています。

地域で取り組む生涯学習推進事業、各種講座・教室の開催、ふるさと発見団、海の子山の子交流教室、むつみ学級・すこやか大学、家庭教育学級、青少年教育、文化協会地域生涯学習活動派遣事業等に要する経費を計上しております。

84 ページ、3 目 資料館運営費は、1,076 万 3 千円で 202 万 1 千円の減額です。資料館運営費として、臨時職員の人件費、修繕料、建物清掃や空調設備保守点検などの委託料などを計上しております。

減額の主な理由として令和 4 年度に 30 周年を迎えた資料館やまびこの記念事業を計画しその事業費の減額が主な減額の要因です。

85 ページ、4 目 文化会館運営費は、5,714 万 8 千円で 42 万 9 千円の減額で、ほぼ前年並みの予算を計上しています。

施設の運営、文化芸術の提供、生涯学習、図書室事業等に要する経費を計上してあります。

88 ページ、5 目 伝統文化伝承館運営費は 120 万円で 9 万 1 千円の増額で、施設の維持管理に係る光熱水費・施設修繕・浄化槽管理・周辺整備の事業費を計上しています。

89 ページ、5 項 保健体育費は、1 億 4,022 万 4 千円です。

1 目 保健体育総務費は、856 万 2 千円で 12 万 1 千円の減額で、ほぼ前年並みの予算を計上しています。

スポーツ推進員や体力づくり地区推進員の活動に要する経費、スポーツイベントに要する経費、スポーツ少年団事業費補助金、川根本町体育協会事業費補助金などを計上しております。

91 ページ、2 目 体育施設費は、1,201 万 7 千円で 91 万 3 千円の増額で、町営のグラウンド・サッカー場・弓道場、夜間照明施設、生涯スポーツ広場、夜間使用学校体育館の維持管理に要する経費を計上してあります。

増額の主な要因は、体育施設における電気量の高騰による増額が主な要因です。

92 ページ、3 目 海洋センター運営費は、3,778 万 9 千円で 797 万 3 千円の増額で、軽スポーツの普及やスポーツイベントの開催、カヌー出前教室や水泳教室等の実施、中高年向けの運動教室・高齢者向け転倒予防教室の実施、カヌー普及関連事業、施設の維持管理にする経費を計上してあります。

増額の要因は、ほぼ職員人件費の増額によるものです。

次に、歳入についてですが、主なものは、放課後子供教室運営に係る国庫補助金 87 万 8 千円、県補助金として、放課後子供教室運営に係る事業費補助金が 87 万 8 千円、東アジア文化都市 2023 補助金 318 万 6 千円、同じく、小学生県外体験学習、生涯学習推進事業費補助金、海の子山の子交流事業については町づくり基金の繰入、その他事業ごとに教育債を財源としてあてています。

令和 5 年度社会教育関係の歳入歳出予算（案）についての説明は以上です。

令和 5 年度 教育費歳入歳出予算（案）についての説明は以上です。なお、詳細は、教育費関係予算(抜粋)をご覧ください。

令和 5 年度 教育費歳入歳出予算（案）についての説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案に意見は、ありませんか」

（「意見なし」の声あり）

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第 21 号 令和 5 年度教育費歳入歳出予算（案）については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第 22 号 令和 4 年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 川根本町教育委員会表彰は、川根本町の小学校、中学校に在学す

る児童、生徒及び教職員で優秀な成績、功績顕著なるものに対して、団体及び個人を表彰するものです

受賞者は、小、中学校の校長から推薦されたもののうちから、教育委員会が決定するものです。

令和4年度に校長から推薦のあったものは、

中川根第一小学校 児童 4人、教職員 0人

中央小学校 児童 7人、教職員 0人

中川根南部小学校 児童 1人、教職員 0人

本川根小学校 児童 5人、教職員 0人

中川根中学校 生徒 11人、教職員 0人

本川根中学校 生徒 4人、教職員 1人

で、児童・生徒 31人・31件、教職員 1人の計 32人・32件です。

受賞者の決定としての事務局案は、推薦のあった児童・生徒 31人・31件中 28人・25件、教職員については 1人中 1人、合計 29人・26件を候補者として提示します。

以上、よろしくご審議願います。

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和4年度川根本町教育委員会表彰受賞者は、原案のとおり決定します。

8 その他

教育長 その他の議題であります。協議事項はありますか。

(「なし」の声あり)

教育長 なしと認めます。

9 閉 会（教育長）

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、令和5年 第2回 川根本町教育委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

上記に相違ないことを確認する。

教育長：山下 齊

委 員：森下洋一

委 員：松下陽子

委 員：八木洋子

委 員：山本正和